

愛知県は、愛知県新体育館整備・運営等事業について2020年7月7日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に基づき施設整備及び公共施設運営等事業に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

2020年8月6日
愛知県知事 大村 秀章

愛知県新体育館整備・運営等事業

特定事業の選定について

2020年8月

愛知県

目 次

I. 特定事業の選定に係る評価の趣旨	1
II. 選定の基準及び評価の方法	1
1. 選定の基準	1
2. 評価の方法	1
III. 評価内容	1
1. 世界でもトップクラスのアリーナとしての競争力の高い施設整備と運営の実現 .	1
2. 効率的かつ効果的な施設の設計・建設、維持管理・運営	2
3. リスク分担の明確化による安定した事業運営	2
IV. 結論	2

I. 特定事業の選定に係る評価の趣旨

愛知県（以下「県」という。）は、2020年7月7日に公表した「愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針」において定めた「愛知県新体育館整備・運営等事業」（以下「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、県が2020年7月7日に公表した、「愛知県新体育館整備・運営等事業 実施方針」の定めに従う。

II. 選定の基準及び評価の方法

1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、県が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

2. 評価の方法

わが国でも有数の大規模な新規整備施設となるため、これに類似する地方公共団体が実施する設計・建設及び維持管理・運営に関する過去の比較実績がないこと、また、わが国において、本事業のような大規模な体育館施設を多様なニーズに基づいて多目的に運営する例はなく、PSC（※）の収支算定に必要なデータを揃えることができないこと、などから、定量的評価を行わず、実現可能性、事業の収益性等を勘案した上で、定性的評価を行うこととする。

※パブリック・セクター・コンパレーター（Public Sector Comparator）

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。（出典：内閣府ホームページ）

III. 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

1. 世界でもトップクラスのアリーナとしての競争力の高い施設整備と運営の実現

愛知県新体育館は、大相撲名古屋場所の開催など現体育館が担ってきた歴史や伝統を引き継ぎながら、最先端の映像技術やICTを活用し、今までにない臨場感や一体感を

演出するなど、観戦・鑑賞体験の質の向上を実現させ、愛知・名古屋のシンボルとして世界でもトップクラスの施設を目指している。

本事業を特定事業とすることで、民間事業者の運営ノウハウや、創意工夫を活かした事業活動が可能となり、従来の体育館の維持管理・運営にとどまらず、国際的なスポーツ大会や大規模コンサート等のイベント誘致が可能となる施設整備や、物販や飲食施設が充実した、快適で満足度の高いサービスが提供され、何度でも足を運びたいくなるような満足度の高い施設運営を行うことが期待できる。

2. 効率的かつ効果的な施設の設計・建設、維持管理・運営

設計・建設、維持管理・運営を一括して発注することにより、施設の維持管理・運営を見据えた施設整備が可能となり、施設の利便性・機能性の向上が期待できる。

また、公共施設等運営権制度を採用することにより、多様な利用者のニーズに応じたサービス提供を柔軟に行うことなど、自由度の高い施設運営が可能となり、最小の経費で最大の効果を上げることが期待できる。

3. リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、県と民間事業者の間で締結する特定事業契約において明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

IV. 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI 法第7条に基づき、特定事業として選定する。